

背景・経緯

- 日本の障害者福祉政策の経緯、障害者の人権確保に関する国際的な取組（「障害者の権利宣言」(1975)、「国連障害者の十年」(1983-等)）→障害者権利条約の採択(2006)、発効(2008)→締結に向け国内の制度改革へ
- 「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置(昨年12月)・・・条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の実施
- 「障がい者制度改革推進会議」の開催(本年1月～)・・・障害当事者を中心に構成し、改革の「エンジン部隊」として計14回にわたり審議

第一次意見
の取りまとめ
(H22.6.7)

障がい者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)(障がい者制度改革推進会議)【概要】

基本的考え方

1. 「権利の主体」である社会の一員
2. 「差別」のない社会づくり
3. 「社会モデル」的観点からの新たな位置付け
4. 「地域生活」を可能とするための支援
5. 「共生社会」の実現

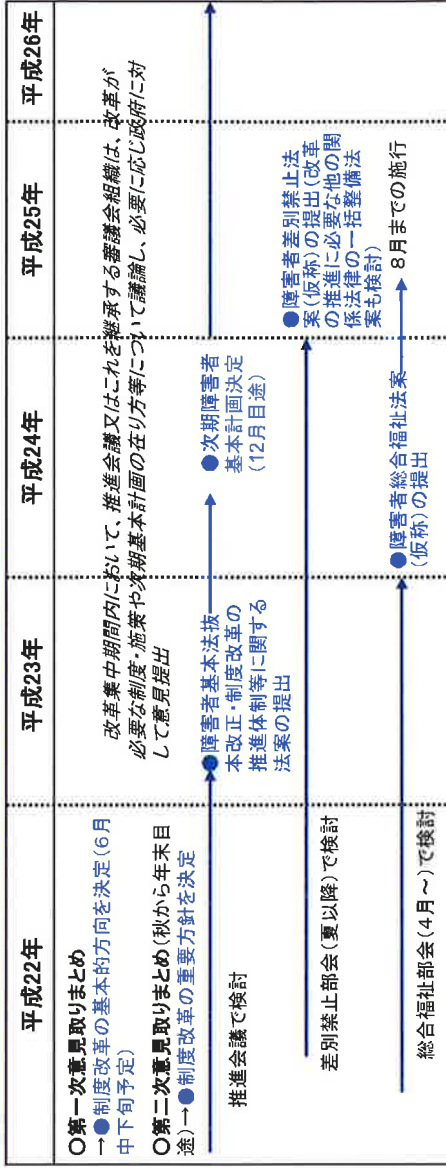
基礎的な課題における改革の方向性

- 1) 地域で暮らす権利の保障とインクルーシブな社会の構築・・・地域移行や地域生活支援の充実を柱に据えた施策の展開
- 2) 障害の捉え方・・・国民全体の意識改革(医学モデル→社会モデル)
- 3) 障害の定義・・・サービスを必要とするすべての障害者を支援
- 4) 差別的定義・・・法律における定義の明確化(合理的配慮を含む)
- 5) 言語・コミュニケーションの保障・・・法律における定義の明確化
- 6) 虐待の表記・社会づくり・・・虐待防止、被害の救済等の制度構築
- 7) 障害者の表記・・・国民各層の議論動向を踏まえた考え方の整理
- 8) 実態調査・・・障害者及び家族の実態把握

横断的課題における改革の基本的方向性

- 1) 一 「障害者基本法」の抜本的改正
 - ・障害の定義、差別的定義、施策分野規定の見直し・追加、改革集中期間終了後、障害者権利条約の実施状況の監視等を担うモニタリング機関(改革集中期間終了後設置)
- 1) 二 改革集中期間における推進体制
 - ・中央障害者施策推進協議会及び推進会議を段階的に改組し、改革集中期間における改革推進等を担う審議会組織を設置(改革集中期間終了後、上記のモニタリング機関へ移行)
 - 第二次意見を踏まえ、23年に法案提出
- 2) 「障害を理由とする差別的禁止法」(仮称)等の制定
 - ・障害者に対する差別を包括的に禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築
 - 「差別禁止部会」で検討、25年に法案提出、併せて他の関係法律整備法案も検討
 - これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討
- 3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
 - ・制度の谷間を生まず、障害者が地域で自立した生活を営むことができる制度の構築
 - 「総合福祉部会」で検討、24年に法案提出、25年8月までの実施

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方



個別分野における基本的方向と今後の進め方

- 1) 労働及び雇用
 - ・雇用率制度の在り方の検証・検討(～24年度)
 - ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方(～23年度)
 - ・職場での合理的配慮確保のための方策(～24年度)
 - 2) 教育
 - ・障害の有無にかかわらず共に教育を受けられる教育制度(インクルーシブ教育)の基本的方向(～22年度)
 - ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策(～24年)
 - 3) 所得保障等
 - ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討(～24年)
 - ・住宅の確保のための支援の在り方(～24年)
 - 4) 医療
 - ・精神障害者の強制入院等の在り方(～24年)
 - ・社会的入院等を解消するための体制(～23年度)
 - ・医療費用負担の在り方(応能負担)(～23年)
 - 5) 障害児支援
 - ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策(～23年)
 - 6) 虐待防止
 - ・行為者の範囲、救済・監視機関の在り方
 - 7) 建物利用・交通アクセス
 - ・地方のバリアフリー整備の遅れ解消の方策(～22年度)
 - 8) 情報アクセス・コミュニケーション保障
 - ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方(～24年)
 - ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策(～24年)
 - 9) 政治参加
 - ・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組(～22年度)
 - ・投票所のバリア除去等
 - 10) 司法手続
 - ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策(～24年)
 - ・司法関係者に対する研修の一層の充実
 - 11) 国際協力
 - ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への更なる貢献
- ※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定

背景・経緯

障がい者制度改革推進本部の下で、障がい者制度改革推進会議を開催... 平成22年1月から計29回にわたり精力的な審議
「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向」(第一次意見)(平成22年6月)の第二次意見に基づき、障害者基本法の改正に関する法律案を平成23年の通常会に提出すべきとの方針に沿うもの

障がい者制度改革の推進のための第二次意見(平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議)【概要】

障がい者制度改革推進本部の下で、障がい者制度改革推進会議を開催... 平成22年1月から計29回にわたり精力的な審議
「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向」(第一次意見)(平成22年6月)の第二次意見に基づき、障害者基本法の改正に関する法律案を平成23年の通常会に提出すべきとの方針に沿うもの

障がい者基本法改正の趣旨・目的

- 個性と人権を認め合うインクルーシブ社会の構築
- 障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確保
- 施策の実施状況を監視する機能の創設

総則関係

- 1) 目的
 - 障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現
- 2) 定義
 - 「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し
- 3) 基本理念
 - 基本的人権の享有主体として、尊厳にふさわしい生活を保障される権利
 - 権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確保
 - 必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確保
 - 手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(権利条約における表現及び意見の自由についての権利)の確保

- 4) 差別の禁止
 - 権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し
 - 差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供
- 5) 障害のある女性
 - 複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれた状況に配慮
- 6) 障害のある子ども
 - 障害のない子どもと等しく「意見表明権」を含む人権が認められ、地域社会に参画し、自己決定し、その保護者等の必要に応じた支援を受ける権利を確保

- 7) 国及び地方公共団体の責務
 - 地域生活と社会参加に必要な支援、障害に基づく差別の防止
- 8) 国民の理解・責務
 - 障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する理解を深めること
 - 障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重
 - 事業者等は、障害者の権利の実現とその地位の向上に努める

- 9) 国際的協調
 - 国際的協調の下で障害者施策を推進
- 10) 障害者週刊
 - 障害者の社会参加を促進する観点から位置づけ、民間団体等の参画

- 11) 施策の基本方針
 - 社会的な要因を除去する観点から実施、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援の提供
 - 権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ実施
 - 施策を講ずるに当たって、障害者等の意見を可能な限り尊重

- 12) その他
 - 障害者等の参画を得て、障害者基本計画等を策定
 - 差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を実施
 - 障害者の状況、諸した施策等の概況報告を毎年国会に提出

基本的施策関係

- 1) 地域生活
 - 必要に応じた支援の提供、障害者の地域移行の計画的推進
 - 利用者負担に関して、本人の所得を基礎とすること
- 2) 労働及び雇用
 - 合理的配慮及び必要な支援の提供、生計を立て得る収入と働く機会の確保
 - 多様な就業の場の創出と仕事の確保
 - 障害者雇用義務の対象拡大

- 3) 教育
 - インクルーシブな教育制度の構築(障害のある子どもが同じ場で学ぶことを原則)
 - 就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原則
 - 障害のある子どもにも合理的配慮や必要な支援の提供

- 4) 健康、医療
 - 人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
 - 身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供
 - 難病等の治療や症状の軽減に係る調査研究の推進
- 5) 障害原因の予防
 - 公衆衛生又は医療施策の一環として実施

- 6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保
 - 地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活
 - 医療における適正手続の保障
- 7) 相談等
 - 必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談
 - 相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、相談を行う者への必要な研修

- 8) 住宅
 - 地域移行の促進、様々な障害者からの必要に応じた住宅の確保
- 9) ユニバーサルデザインと技術開発
 - ユニバーサルデザインの理念の施策への反映
 - 福祉用具等の研究開発や普及

- 10) 公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保
 - 地方部におけるバリアフリー化の計画的推進、合理的配慮を確保するための施策
- 11) 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障
 - 様々な情報にアクセスし、自ら必要とする多様なコミュニケーション手段等が利用できること
 - 障害の特性に配慮した伝達手段による災害情報の提供
- 12) 文化・スポーツ
 - 様々な文化・スポーツ活動を可能とするための施策

- 13) 所得保障
 - 地域社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害のために追加的に要する負担軽減を図るための施策
- 14) 政治参加
 - 障害の種類や特性に応じた施策
 - 選挙等に係る情報の提供や投票について障害の特性に配慮
- 15) 司法手続
 - 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保
 - 関係職員に対する障害の理解に関する研修
- 16) 国際協力
 - 外国政府、国際機関又は民間団体等との連携や協力
 - 国際協力事業全般におけるバリアフリー化の促進

- 推進体制(国)
- 中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置
- 障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う勧告を実施
- 改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議
- 関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保(地方)
- 地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし、新たに施策の実施状況に関する監視業務を追加

- 「障害」の表記
 - 法令等では、当面「障害」を使用
 - 改革期間内を目的に一定の結論

総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール

		2011年														
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
部会 全体会	● 22日	● 27日	● 31日	● 21日	● 基本的に毎月1回開催(原則 第3または第4火曜日開催)											
	新法の論点についての共通理解を深める		新法の骨格整理													
課題別 作業 チーム	新法策定にあたり、より詰めた議論や検討が必要な課題について、課題別作業チームを編成し、全体会議に諮る検討案を作成する。 (部会全体会の後に、作業チームに別れて協議検討)		第1期作業チーム ①法の理念・目的 ②障害の範囲と選択と決定 1.障害の範囲 2.選択と決定・相談支援プロセス(程度区分) ③支援体系 1.訪問系 2.日中活動とGH・CH・住まい方支援 3.地域の暮らしと自治体の役割		第2期課題別作業チーム検討案を議論											
	新法の骨格提言		第2期作業チーム ①地域移行 ②地域生活資源整備 ③利用者負担 ④報酬体系、等のテーマが考えられるが、第1期の議論の進展状況を見ながら、年末に提案。													
障がい者 制度改革 推進会議 (親会議)と の合同作 業チーム	※児童、就労、医療分野については、推進会議委員、部会委員の合同作業チームの編成を障がい者制度改革推進会議へ要望する。															